

(別紙)

技術提案書等作成要領

1 技術提案書等の作成方法

技術提案書等はA4版とし、(様式第1号)～(様式第11号)に示された書類については、様式のとおり記載してください。本要領に記載していない書類を添付することはできません。

また、写し8部については、応募者及び担当者を特定できないよう、各様式の中の「※印」がある欄については、黒く塗りつぶすか空欄で提出してください。

2 技術提案書の記載内容に関する留意事項

(1) 参加表明書(様式第1号)

必要事項を記載の上、押印してください。

(2) 応募者の概要(様式第2号)

必要事項を記載してください。項目7について、1人で複数資格を所有する場合は、いずれかの資格のうち1つとして数えてください。重複して数えないでください。

(3) 応募者の類似業務実績(様式第3号)

ア 過去15年間(平成15年6月以降)に完了した基本構想業務、基本計画業務、基本設計業務、実施設計業務(以下まとめて「設計業務等」という。)を最大10件まで記載してください。また、同一施設で複数業務がある場合、それぞれが別の契約であっても最新の業務1つのみを記載してください。なお、記載した業務について、契約書の写し(表紙のみ)及び記載した業務がわかるもの(施設用途、委託場所)を添付してください。

イ 用途欄には、ア～イのいずれかに○を付けてください。評価対象については下表のとおりとし、評価対象施設欄の区分の上から順に高評価とします。評価対象施設同士の複合施設の場合又は重複する場合は、より高評価の施設1つのみを評価します。(例えば、公的賃貸住宅でありかつ地方公共団体を発注者とする施設の場合は、評価の高い公的賃貸住宅として評価しますので用途欄にはアに○をしてください。)

評価対象施設	業務実績
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第2条第1項第1号から第3号に規定する公的賃貸住宅(公営住宅、UR賃貸住宅、特定優良賃貸住宅)	基本構想業務、基本計画業務、基本設計業務、実施設計業務
建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第19条第1項に規定する児童福祉施設等(保育所、老人福祉施設、障害者支援施設等)	
国又は地方公共団体を発注者とした施設(用途は問いません。)	

ウ 東京都内の設計業務等であれば、「該当」に○を、それ以外の場合は「非該当」に○を付けてください。該当の場合は、1件当たりの実績に一律加点します。ただし、イ項における評価の順に影響がない範囲とします。

(4) 業務実施体制図(様式第4号)

ア 本業務における総括責任者、各業務の主任技術者及び担当技術者の配置計画及び役割分担等について、体系的に記入してください。

イ 本委託業務を担当する各技術者の氏名、所属、役職、担当分野、資格、常勤又は非常勤の別、経験年数、手持ち業務数(平成30年10月現在)を記入してください。なお、総括責任者及び意匠担当主任技術者は一級建築士とし、同一の組織に所属する各1名としてください。

ウ 応募者以外の企業等と協力して提案することは可能です。応募者以外の企業等に属する者を担当技術者とする場合は、必ず、企業名等も記載してください。なお、主たる担当分野(意匠分野)は再委託できません。

エ 総括責任者とは、業務に当たって全体を総合的に把握し調整する責任者であり、建築設計業務委託契約書(平成10年10月1日建設省厚契発第37号)第15条の定義による管理技術者と同義です。

オ 主任技術者とは、総括責任者の下で各担当分野における担当技術者を総括する役割を担うものです。

カ 主な担当分野は下表によります。なお、応募者において、業務に必要と思われる担当分野を新たに追加、提案してください。その場合は、その担当分野の技術者についても様式第5号を作成してください。

主な担当分野	業務内容
建築 (意匠)	平成21年国土交通省告示第15号 別添一 1 設計に関する標準業務 一 基本設計に関する標準業務 イ(業務内容)、ロ(成果図書)(1) 戸建木造住宅以外(1) 総合 二 実施設計に関する標準業務 イ(業務内容)、ロ(成果図書)(1) 戸建木造住宅以外(1) 総合
構造	平成21年国土交通省告示第15号 別添一 1 設計に関する標準業務 一 基本設計に関する標準業務 イ(業務内容)、ロ(成果図書)(1) 戸建木造住宅以外(2) 構造 二 実施設計に関する標準業務 イ(業務内容)、ロ(成果図書)(1) 戸建木造住宅以外(2) 構造
電気	平成21年国土交通省告示第15号 別添一 1 設計に関する標準業務 一 基本設計に関する標準業務 イ(業務内容)、ロ(成果図書)(1) 戸建木造住宅以外(3) 設備(i) 電気設備 二 実施設計に関する標準業務 イ(業務内容)、ロ(成果図書)(1) 戸建木造住宅以外(3) 設備(i) 電気設備
機械	平成21年国土交通省告示第15号 別添一 1 設計に関する標準業務 一 基本設計に関する標準業務 イ(業務内容)、ロ(成果図書)(1) 戸建木造住宅以外(3) 設備(ii) 給排水衛生設備、(iii) 空調換気設備、(iv) 昇降機等 二 実施設計に関する標準業務 イ(業務内容)、ロ(成果図書)(1) 戸建木造住宅以外(3) 設備(ii) 給排水衛生設備、(iii) 空調換気設備、(iv) 昇降機等

(5) 予定技術者の経歴等（様式第5号）

- ア 本委託業務を担当する総括責任者、主任技術者、担当技術者について、提出日時点の経歴等を記載してください。
- イ 一級建築士、建築設備士及び技術士の資格を有する技術者の場合は、その免許書等の写しを添付してください。
- ウ 過去15年間に完了した類似業務の実績について、最大3件までとし、以下の項目を記載してください。
- ・発注者と事業主が異なる場合、()内に事業主を記載してください。
 - ・受注形態は、単独又は共同体のうち、該当するものに○をつけてください。
 - ・施設用途については、(3)と同様に記載してください。なお、記載した業務について、契約書の写し(表紙のみ)及び記載した業務がわかるもの(施設用途、委託場所)を添付してください。
 - ・業務概要は、規模・構造等を記載し、併せて関わった分担業務分野及び立場(総括責任者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場)を記載します。
 - ・東京都内の設計業務等であれば、「該当」に○を、それ以外の場合は「非該当」に○を付けてください。
 - ・類似業務の実績の評価方法については(3)と同様とします。

(6) 技術提案書（様式第6号）

必要事項を記載してください。押印は不要です。

(7) 業務の実施方針・業務工程計画（様式第7号）

- ア 業務の実施方針は、本件業務の内容の項目ごとに、業務の進め方や検討の方向性など、実施に当たっての考え方を簡潔に記載してください。
- イ 業務の工程計画については、本件業務の内容及び実施方針等を基に、考え方を様式第7号に、具体的な工程をA4版別紙(様式自由)1枚に記載してください。
- ウ 内容のみによる公正な審査を期するため、応募者、担当者等が特定できるような内容は記載しないでください。

(8) 技術力に関する課題の提案（様式第8号～第8号の4）

- ア 提案書は、様式第8号から第8号の4に掲げる課題(①～④)について、それぞれ、簡潔かつ明瞭に提案をしてください。
- イ 表現力、実現性及び課題解決力等の観点から採点を行います。
- ウ 必要に応じて、枠内に図表等で表現することは可能です。(カラー印刷も可)
- エ 内容のみによる公正な審査を期するため、応募者、担当者等が特定できるような内容は記載しないでください。

(9) 参考見積書（自由様式）

必要な経費の概算額(税込)を算出し、応募者の書式で総括表及び内訳書を参考見積書として提出してください。特に社印等は必要ありません。

(10) 共同事業体構成書等（様式第9号～第11号）

共同事業体として参加する場合には、必要に応じ、様式第9号～第11号に必要事項を

記載の上、提出してください。なお、様式第 10 号及び第 11 号については、押印が必要になります。

(11) 辞退届（様式第 13 号）

参加を辞退する際に、必要事項を記載の上、押印して提出してください。